

○希少疾病用医薬品の指定の取消しについて

(平成一二年五月一〇日)

(医薬発第四八七号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一二年五月一〇日付けで、薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第七七条の二の四の規定に基づく試験研究中止の届出が提出された左記の希少疾病用医薬品について、薬事法第七七条の二の五の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取り消したので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(七薬A)第七四号	抗ヒトCD一aマウスモノクローナル抗体	重症複合免疫不全症患者のHLA非適合骨髄移植における拒絶反応及び移植片対宿主病(GVHD)の抑制	パスツール・メリュー血清ワクチン株式会社
(五薬A)第一八号	血漿由来濃縮血液凝固第Ⅷ因子	新生児頭蓋内出血の進展の抑制	アベンテイスファーマ株式会社